

様式 2

生産行程管理業務規程

作成日 平成 28 年 3 月 11 日

更新日 令和 4 年 8 月 25 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒986-0032）^{ミヤギケンイシノマキシカイセイ 1 バン 27}宮城県石巻市開成 1 番 27

名称（フリガナ）：みやぎ^{ギン}銀ざけ^{シンコウキョウギカイ}振興 協 議 会

代表者（管理人）の氏名及び役職：会長 平塚 正信

ウェブサイトのアドレス：<http://www.miyagi-ginzake.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 10 類 魚類

区分に属する農林水産物等：ぎんざけ

3 農林水産物等の名称

名称：みやぎサーモン、MIYAGI SALMON

4 明細書の変更

みやぎ銀ざけ振興協議会は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）養殖の方法の確認

みやぎ銀ざけ振興協議会は、養殖に使用される飼料について、飼料の納品の都度、飼料メーカーが発行した配合明細書（表示票）を目視にて確認するとともに納品書（写し）を生産業者から提出させ、その記載内容を確認することで、人工配合飼料である E P 飼料を 100% 使用することを遵守しているか否かを確認し、検査記録【養殖方法（E P 飼料）】に記録する。

また、みやぎ銀ざけ振興協議会は、出荷時に生産業者が提出するみやぎサーモンに係る出荷表の記載内容を確認することで、生産地及び養殖期間を遵守しているか否かを確認する。

（2）鮮度保持のための処理方法の確認

「みやぎサーモン」の処理方法の確認は、産地市場等において行うこととし、みやぎ銀ざけ振興協議会が、選別後の鮮度保持を確認するため、水温計を使用し、概ね 5℃ 以下に保たれた海水タンクに漬け込まれているかを確認するとともに、目視により締め方、触診により死後硬直の有無を確認することにより、明細書に示された鮮度保持のための処理方法を遵守しているか否かを確認し、検査記録【鮮度保持のための処理方法・地理的表示等の使用】に記録する。

（3）現地調査の実施

上記（1）及び（2）の確認において、明細書に示された生産方法等が遵守されていないと疑われる場合には、みやぎ銀ざけ振興協議会は現地調査を実施する。

6 明細書適合性の指導

みやぎ銀ざけ振興協議会は、生産地、養殖の方法及び鮮度保持のための処理方法に従った生産が行われていない場合には、生産業者に対し、警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、みやぎ銀ざけ振興協議会は、是正が図られるまで、当該生産業者の生産した銀ざけを「みやぎサーモン」として出荷することを禁止し、又は、当該生産業者を除名することができるものとする。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) みやぎ銀ざけ振興協議会は、出荷の際に、生産地、養殖の方法、鮮度保持のための処理方法をいずれも満たしているギンザケについてのみ、地理的表示である「みやぎサーモン」及び登録標章が使用されているか否かを確認する。この際、地理的表示である「みやぎサーモン」及び登録標章を使用している者及びこれらの使用がされているもの（例えば、出荷用の発砲スチロール箱）についても確認し、検査記録【鮮度保持のための処理方法・地理的表示等の使用】に記録する。

なお、みやぎ銀ざけ振興協議会は、総会等において生産者及び検査担当者等を対象とした研修会を実施し、地理的表示である「みやぎサーモン」及び登録標章の適正な使用及び記録の作成について周知徹底を図る。

- (2) みやぎ銀ざけ振興協議会は、出荷の際に、以下のギンザケがあるか否かを確認する。
- ① 養殖の方法、鮮度保持のための処理方法のいずれかを満たしていないギンザケであるにもかかわらず、地理的表示である「みやぎサーモン」及び登録標章が使用されているギンザケ
 - ② 地理的表示である「みやぎサーモン」のみが使用されているギンザケ
 - ③ 登録標章のみが使用されているギンザケ
 - ④ 地理的表示である「みやぎサーモン」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているギンザケ

8 地理的表示等の使用の指導

みやぎ銀ざけ振興協議会は、前記7の確認の際に（出荷の際に）、以下の場合に該当する場合は、生産業者に対し、警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、みやぎ銀ざけ振興協議会は、当該生産業者の生産した銀ざけを「みやぎサーモン」として出荷することを禁止し、又は、当該生産業者を除名することができるものとする。

- (1) 生産地、生産の方法、鮮度保持のための処理方法のいずれかを満たしていないギンザケであるにもかかわらず、地理的表示である「みやぎサーモン」及び登録標章を使用している場合
- (2) 地理的表示である「みやぎサーモン」のみを使用している場合
- (3) 登録標章のみを使用している場合
- (4) 地理的表示である「みやぎサーモン」に類似する表示又は登録標章に類似する標章が使用されているギンザケ

9 実績報告書の作成等

みやぎ銀ざけ振興協議会は、1月1日から12月31日までを一年度として、年度終了後1か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
みやぎ銀ざけ振興協議会が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む。）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

みやぎ銀ざけ振興協議会は、前記 9（2）により作成提出した資料に加えて以下の書類を、みやぎ銀ざけ振興協議会の事務所（宮城県石巻市開成 1 番 27 所在）に、その提出の日から 5 年間、保存するものとする。

- ・みやぎ銀ざけ振興協議会が E P 飼料の使用を遵守しているか否かを確認する際、生産業者に提出させた納品書（写し）

11 連絡先

